

令和8年度秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金

老朽危険空き家の所有者等が、自ら当該老朽危険空き家の解体および撤去を実施する場合に、その費用の一部を補助（補助対象経費の2分の1、上限50万円）します。補助金の交付申請をする前に補助対象空き家の認定申請が必要です。
※令和8年度から補助対象者の要件にあった資産制限と所得制限は撤廃しました。

1 事業内容（補助金の交付は補助対象者一人につき1回まで）

(1) 補助対象空き家（次のいずれにも該当するもの）

- ア 次のいずれかに該当する老朽危険空き家であること
- ・ 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する市長が認定した特定空家等。第22条第3項の命令を受けたものを除く。）
 - ・ 不良住宅（住宅地区改良法施行規則に基づく住宅の不良度測定により、評価項目（外観目視により不良度を評価できる項目に限る。）の評点の合計が100以上のものであり、要綱の別表に規定する周辺への危険度判定基準に掲げる状態のいずれかに該当するもの）
- イ 不良住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- ウ 市内に存し、1年以上使用されていないもの
- エ 個人が所有するもの

(2) 補助対象者（次のいずれかに該当する方で、以下の全ての要件を満たす方）

- ア 特定空家等の所有者等として、市長から空家法第22条第1項の助言又は指導を受けている方又は同法同条第2項の勧告を受けている方
- イ 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記録されている方
- ウ 上記の相続人、その他空き家を管理するに相当すると市長が認める方

要件

- ア 本市の市税を滞納していないこと。
- イ 過去に本制度により補助金を受けたことがないこと。
- ウ 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者や複数の権利者から同意を得ていること。
- エ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- オ 複数人の共有である場合は、共有者全員から補助対象空き家の解体撤去工事についての同意を得られること。

(3) 補助対象工事（次の全てに該当するもの）

- ア 補助対象空き家の全部を解体撤去する工事（基礎その他の地上構造物以外のものの残置を含む。）
- イ 建築工事業、土木工事業もしくは解体工事業の許可を受けている者又は解体工事業の登録をしている者が施工する工事
- ウ 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結しようとする解体撤去工事
- エ 他の補助制度により補助金の交付を受けない解体撤去工事
- オ 補助金の交付の決定後に着手（工事請負契約を含む。）し、交付申請をした日の属する年度内に完了する解体撤去工事であって、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できる解体撤去工事

(4) 補助対象経費

解体撤去工事の工事費のほか以下に該当するもの

- ア 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費および処分費
- イ 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事および廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費
- ウ 上記のほか、解体撤去工事等に係る諸経費

(5) 補助金の額

補助対象経費（消費税等除く）の2分の1、上限50万円（千円未満切捨て）

(6) 申請期限

補助対象空き家認定申請 令和8年11月30日（月）
補助金交付申請（補助対象空き家認定を受けた方）令和8年12月28日（月）

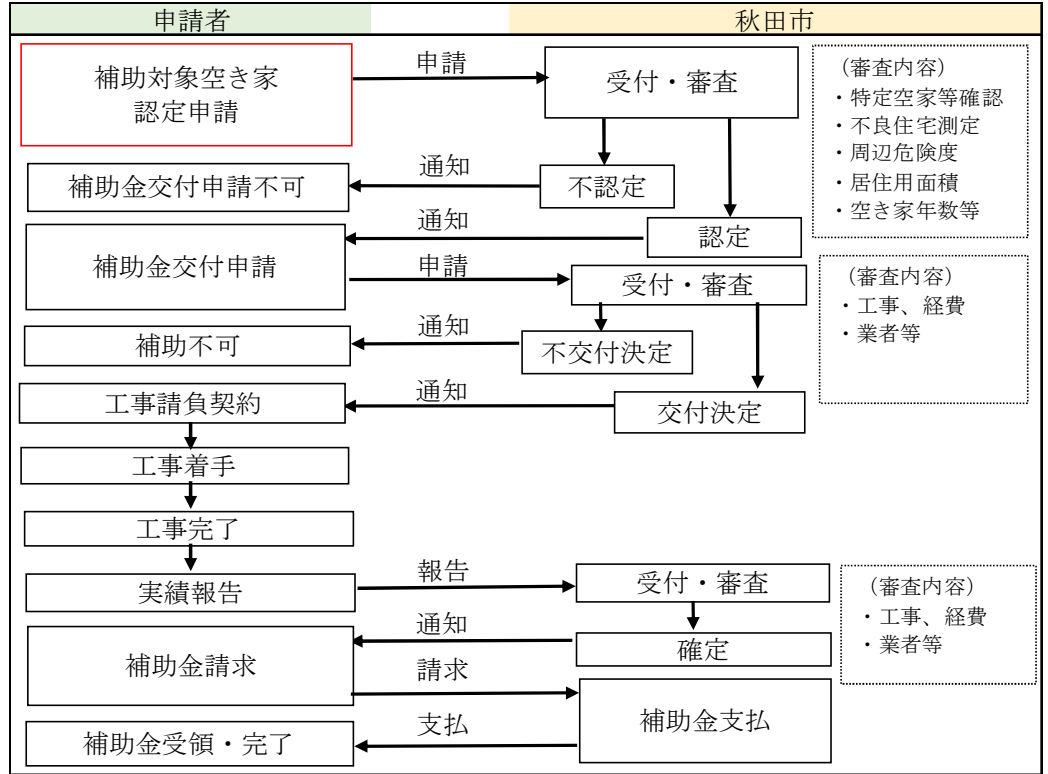
※予算に達した場合、申請受付を終了する場合がありますのでご注意ください。

2 申請手続

【申請手続フロー図】

補助金の交付申請をする前に補助対象空き家の認定申請をしてください。
補助対象空き家の認定を受けた方のみが、補助金の交付申請ができます。
 なお、期限までに補助金の交付申請をしなかった場合の補助対象空き家の認定は無効となります。

補助金の交付決定を受けてから、工事着手（請負契約等を含む。）をしてください。
交付決定前に着手したものは対象外です。



3 必要書類

【補助対象住宅認定申請】

	チェック
(1) 秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金補助対象空き家認定申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
(2) 位置図	<input type="checkbox"/>
(3) 現況写真	<input type="checkbox"/>
(4) 認定申請をしようとする老朽危険空き家およびその敷地の登記事項証明書の写し又は固定資産税土地・家屋名寄帳兼課税台帳の写しもしくは固定資産税納税通知書課税明細書の写し	<input type="checkbox"/>
(5) 老朽危険空き家が特定空家等である場合は、当該特定空家等に係る助言・指導書の写し又は勧告書の写し	<input type="checkbox"/>
(6) 委任状（様式第2号。認定申請者が認定申請の手続を他の者に委任する場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
(7) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

【補助金交付申請】

	チェック
(1) 秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付申請書兼災害防止対策および紛争等に関する誓約書（様式第5号）	<input type="checkbox"/>
(2) 通知された補助対象空き家認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 工程表	<input type="checkbox"/>
(4) 工事見積書	<input type="checkbox"/>
(5) 補助対象工事を施工する者が第5条第1項第2号に規定する許可等（建築工事業、土木工事業もしくは解体工事業の許可又は解体工事業の登録）を受けていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
(6) 委任状（様式第2号。補助申請者が交付申請の手続を他の者に委任する場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
(7) 本市の市税に未納がない証明書	<input type="checkbox"/>
(8) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

【実績報告】

	チェック
(1) 秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金実績報告書（様式第10号）	<input type="checkbox"/>
(2) 工事請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 領収書の写し	<input type="checkbox"/>
(4) 解体撤去工事完了後の写真	<input type="checkbox"/>
(5) 委任状（様式第2号。補助決定者が実績報告の手続を他の者に委任する場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
(6) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

【補助金請求】

	チェック
(1) 秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付請求書（様式第12号）	<input type="checkbox"/>

◆ 問い合わせ・受付窓口 ◆

秋田市都市整備部住宅政策課 空き家対策担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所本庁舎4階 電話：018-888-5770

E-Mail ro-cshs@city.akita.lg.jp HP <https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1040709/1043388.html>

